

## 東京都八丈島八丈町立大賀郷中学校 いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであり、絶対に許されない行為である。

しかし、いじめは、どの学校の、どの学級の生徒にも起こり得るものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下、「法」という）第12条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）、「東京都いじめ防止対策推進条例」（平成26年都条例103号）、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」（平成26年7月10日）、「八丈町いじめ防止基本方針」（平成26年3月18日）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的、かつ効果的に推進するために「八丈町立大賀郷中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

### 第1章 いじめの防止のための基本的な考え方

#### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身に苦痛を感じているものをいう。

#### 2 目的

いじめの問題への対策を八丈町教育委員会と連携を図りながら進め、法により規定されたいじめの防止及び解決を図るための対策に関する基本的な方針の策定によって、生徒の尊厳の保持に努めるとともに、学校生活において生徒が個性を伸ばし安心して過ごせるよう、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

#### 3 いじめ防止に向けた学校の方針

- (1) 生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、教育活動全体を通じた道徳教育及び体験活動を充実させる。
- (2) 生徒が主体となって、いじめのない集団を形成するという意識を育むため、学校という集団の意義についての理解を深め、役割と責任を自覚し、集団生活の向上を図る取組を行う。
- (3) いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こり得ることを強く意識し、保護者、地域、八丈町、東京都その他の関係者との連携の下、いじめ防止にあたる。
- (4) 「いじめは絶対に許さない」という学校の強いメッセージを全生徒に伝え発信するとともに、いじめを放置することのないよう全教職員が相談窓口としての自覚を持ち、挨拶、声か

け、面談、家庭訪問、アンケートなど様々な方法によって、早期発見に努め、解決にあたる。

## 第2章 いじめ防止のために実施する施策

### 1 「八丈町立大賀郷中学校いじめ防止基本方針」の策定

法第13条の規定及び「八丈町いじめ防止基本方針」に基づいて、本校におけるいじめ防止の取組についての基本的な方向、内容を「八丈町立大賀郷中学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」という。）として定める。

### 2 いじめ防止のための組織の設置

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を組織する。構成員は、校長、副校長及び生活指導部担当教員（養護教諭・特別支援コーディネーター・スクールカウンセラーを含む。）とする。

コメントの追加 [石井1]: 【事前】修正

## 第3章 学校におけるいじめの防止等に関する取り組み

### 1 未然防止

#### (1) 心の教育の充実

- ・ 全ての教育活動の根底に人権尊重の理念を据え、思いやりの心や社会生活のルールを遵守する態度、社会貢献の精神を育む。
- ・ 自他の生命を尊重し、思いやりの心を育み、人間としての生き方や正義感などを育てるために道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。
- ・ 高齢者福祉施設や障害者通所作業所等でのボランティア活動や交流会を積極的に行い、思いやりの心を育てる。
- ・ 年1回の「道徳授業地区公開講座」の意見交換会を通して、家庭や民生委員、地域との連携を図る。

#### (2) インターネットに関する啓発活動

- ・ 発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性を踏まえ、生徒においては、情報モラルやマナーに関する授業を「技術」「総合的な学習の時間」を中心に、また他の教科や諸活動においても適宜、継続的に指導する。
- ・ 生徒、保護者、また地域住民に対して、『セーフティ教室』を年1回以上行い、関係機関・団体の方を講師とする講演会や意見交換会を行う。

#### (3) 生活指導において

- ① 言語環境を整え、安心し落ち着いた生活を過ごせる環境づくりをする。  
「死ね」「きもい」など相手を傷つける言葉を一切禁止する雰囲気づくりに努め、「いじめは絶対に許されない。」という雰囲気を醸成する。
- ② あいさつ運動  
生徒会が中心となって実施しているあいさつ運動を支援し、日常的に自然に挨拶を交わす学校を目指し、生徒と一体になって活動する。
- ③ 勇気ある行動を称える  
いじめを見たり聞いたりした生徒が傍観者とならないように、いじめを伝える行動が学校

を良くするための立派な行動であることを周知するとともに仲裁をした生徒を称え、仲裁することのできる生徒を増やしていく。また、このことによって、更にいじめが悪化・拡大しないよう十分な対策を講じる。

#### ④ 学習環境の整備

校舎内の美化活動、校庭の草取りなど行い、「きれいな学校」＝「落ち着いた学校」づくりに努める。

#### (4) 教員研修

- ・ いじめ防止対策推進法等で示されている取組を、教職員が確実に実施するために、管理職を中心に年3回の校内研修を実施する。
- ・ 東京都教育委員会及び八丈町教育委員会主催の研修会に積極的に参加し、いじめに関する修養に努める。

## 2 早期発見

### (1) アンケートの実施

#### ① いじめアンケート

年3回(6月・11月・2月)実施し、いじめの疑いがあるものについては複数の教員で可及的速やかに聞き取り、指導にあたる。

#### ② 生活習慣状況のアンケート

年3回(5月・9月・1月)実施し、生徒の就寝・起床時間や食事の状況など日常生活の変化の把握に努める。

#### ③ あいさつアンケート

年数回、状況に応じて実施し、挨拶日本一の学校を目指し、生徒の意識の向上を図る。

#### ④ インターネット等の調査

毎年4月に実施し、携帯電話・スマートフォン・PCの使用状況を把握する。LINE等によるトラブルについては、複数の教員で聞き取りを行い、指導にあたる。また、後日調査を基に事例を挙げて、学級ごとに授業を行う。

### (2) 定期的な個人面談

- ・ 全教職員による教育相談、担任・副担任による二者面談・三者面談を行い、本人のことでなく、友人のことや学級、部活動のことなどを把握する。
- ・ スクールカウンセラーによる面談  
一学期中に全校生徒と面談し、相談しやすい体制をつくる。

### (3) 相談窓口

- ・ スクールカウンセラーや担任だけでなく、学校の相談窓口はすべての教職員とし、朝礼や学校便りなどで周知するとともに相談活動の充実を図る。

### (4) 校内巡回

- ・ 生徒の変化の把握するため、校内巡回に全教職員が取り組み、特に生活指導部を中心とした昼休みの巡回、スクールカウンセラーの授業巡回を行う。

## 3 いじめに対する対応

### (1) 迅速で組織的な対応

- ・ 早急に全容を解明するため、学年の教員を中心に生徒からの聞き取り等を組織的に行う。いじめの事実関係の正確な把握に努め、いじめに関わった生徒の保護者に報告し、いじめの解決に向けて協力を要請する。
  - ・ 学校いじめ防止対策委員会を核として、緊急に会議を開催し、情報の共有・問題解決及び防止を図る。
  - ・ 被害生徒の安全確保と加害生徒への指導、周囲の生徒への指導について、教職員の役割分担を明確化する。
  - ・ 担任・学年主任及びスクールカウンセラーを中心に、被害生徒が安心して教育を受けられるよう生徒及びその保護者のケアを行う。
  - ・ 全教職員で、加害生徒に対する組織的・継続的な観察・指導を行う。
- (2) 八丈町教育委員会および関係機関との連携
- ・ 早期に八丈町教育委員会に報告し、情報を共有する。
  - ・ 内容に応じて八丈島警察署防犯係、生徒の状況に応じて教育相談室や家庭支援センターと連携して援助を求める。
  - ・ 当該保護者の間で円滑に問題解決が図れるよう、必要に応じてPTA役員に協力を依頼する。
- (3) いじめを伝えた子供の安全の確保
- ・ 勇気をもって教員等にいじめを伝えた生徒を守り通すことを宣言し、全教員が情報を共有し、見守りや声かけなどを通じて安全確保のための取組を徹底して行う。

#### 4 重大事態への対処

##### (1) 重大事態とは（法第28条による）

- ① いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当な期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 

(例)・ 生徒が自殺を企図した場合	・ 心身に重大な傷害を負った場合
・ 金品等に重大な被害を被った場合	・ 精神性の疾患を発症した場合

##### (2) 報告

- ・ 学校は重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに八丈町教育委員会に報告する。

##### (3) 対処

- ① 学校が調査主体の場合（学校の設置者の指導・助言の下、以下の対応にあたる）
  - ア 学校の下に、第三者（専門家）の参加を要請し、重大事態の調査組織を設置する。
  - イ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
    - ・ 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、また、その時の教職員の対応など事実関係を明確にする。
  - ウ 明らかな犯罪行為が起こっていると判断した場合、警察に通報し相談する。
  - エ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
  - オ 調査結果を八丈町教育委員会に報告する。

カ 調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。(第3章3(2)(3)に準ずる)

② 町長が調査主体の場合

学校が主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断された場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、町長が主体となって調査を行う。

- ・ 学校、八丈町教育委員会は町長の指示の下で、資料提出等の調査に協力する。

平成26年7月7日作成

## 東京都八丈島八丈町立大賀郷中学校 いじめ防止実施計画

### 1 年間開催計画及び議題案

	いじめ防止対策委員会	研 修	調査等
4月	(第2回生活指導部会後) ・いじめ防止基本方針の確認 ・臨時実施の基準等の確認	(第2回職員会議後) ・いじめ防止基本方針の確認 ・教育相談実施上の留意点の確認	
5月	(第3週生活指導部会後) ・教育相談、生活習慣アンケートで考慮すべき事案検討		教育相談 ①生活習慣アンケート
6月	(第3週生活指導部会後) ・いじめアンケートで考慮すべき事案検討		①いじめアンケート
7月	(第3週生活指導部会後) ・夏季休業中に配慮すべき事案の確認		セーフティ教室
8月			
9月	(第3週生活指導部会後)・生活習慣アンケートで考慮すべき事案検討	(始業式後) ・いじめの事例に基づき対応の在り方について検討	②生活習慣アンケート
10月	(第3週生活指導部会後) ・体育行事、部活指導の反省		
11月	(第3週生活指導部会後) ・いじめアンケートで考慮すべき事案検討		②いじめアンケート
12月	(第3週生活指導部会後) ・冬季休業中に配慮すべき事案の確認		
1月	(第3週生活指導部会後) ・生活習慣アンケートで考慮すべき事案検討		③生活習慣アンケート 道徳授業地区公開講座
2月	(第3週生活指導部会後) ・道徳授業地区公開講座で挙げた課題について検討	(学年末考査期間) ・いじめ防止を踏まえた教育課程の確認	③いじめアンケート
3月	(第3週生活指導部会後) ・いじめアンケートで考慮すべき事案検討		
備 考			

### 2 いじめ防止対策委員会の臨時開催の基準

- ・本人（または保護者）からの訴えがあったとき
- ・周囲の生徒から教員へ情報提供があったとき
- ・いじめアンケート等でいじめが疑われる行為について確認したとき

- ・教職員が直接いじめの実態を把握したとき
- ・いじめに対する指導が行われるとき
- ・いじめによる重大事態が発生し、対応するとき
- ・その他、緊急の対応が必要となる（予想される）事案が発生したとき